

令和2年12月23日

第143回 遠野市農業委員会総会議事録

第143回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年12月11日
告示番号 遠野市農業委員会告示第16号
会議年月日 令和2年12月23日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、8番 河内克倫、10番 多田靖志、
11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、
15番 菊池清重、16番 小向幸子、17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、
19番 千葉勝義
欠席委員 7番 新田佐悦、9番 綱木秀治
会議に出席した職員 事務局 局長 佐々木 徹

事務局次長兼
農業振興係長 菊池 今英

農地係長 多田 由香子

本日の案件 第143回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条によ
る届出について
議案第49号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第50号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第51号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせ
ん委員の指名について
議案第52号 農用地利用集積計画の決定について
議案第53号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定
について
議案第55号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第56号 非農地判断に対する可否決定について
協議第1号 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を4番、古屋敷徳夫委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は17名であります。定足数に達しましたので、第143回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、新田佐悦委員、9番、綱木秀治委員からは欠席の届出がありこれを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。事業経過報告書をご覧くださいと思います。</p> <p>11月30日、第12回遠野市農林水産振興大会に出席。私の他にも農業委員さんが出席してございます。その中で、遠野市農林水産業賞の経営部門で推進委員であります昆野裕子さん夫婦が表彰されてございます。なお、功労者部門で綾織町の昆光義推進委員さんも表彰されてございます。</p> <p>12月1日から11日まで、令和2年12月遠野市議会定例会に参加してございます。参加したのは12月1日の本会議の開会、7日、8日の一般質問。一般質問は7名でございました。それから11日の本会議閉会に参加してございます。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>事業経過報告書をご覧ください。</p> <p>11月26日、令和2年度第2回地域農業マスタープラン地区検討会（遠野地区・土淵地区）が実施されております。</p> <p>12月1日、遊休農地解消活動といたしましてエゴマ水洗い、遠野緑峰高校分を行いました。</p> <p>12月6日、これもエゴマ関係ですけれども、遠野緑峰高校でエゴマ加工品開発実習をしております。</p> <p>12月8日、令和2年度農業経営者セミナーが盛岡市でありまして農業委員さんが出席しております。</p> <p>12月8日、農業委員・農地利用最適化推進委員募集締切日でした。</p> <p>12月9日、不作付地解消事例及び自己保全農地に係る現地確認を土淵町で行っております。</p> <p>12月10日、農地法等申請締切日でした。</p> <p>12月11日、令和2年度農業者年金巡回相談が行われております。</p> <p>12月11日から28日まで、農業委員・農地利用最適化推進委員再募集を行っております。</p> <p>12月12日、遊休農地解消活動といたしまして、エゴマ搾油のお願いに北上市に行ってきました。</p> <p>12月15日、農地転用等現地確認調査でした。</p> <p>12月21日、令和2年度第9回運営委員会を開催しております。</p> <p>12月23日、令和2年度第2回遠野市地域農業マスタープラン検討会が午前中にありまして、農業委員さんが出席しております。</p> <p>12月23日、同じく本日、総会を開催いたしまして、この後、第3回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会が開催されます。</p> <p>12月24日以降の主な行事予定です。</p> <p>12月27日、遠野緑峰高校分のエゴマ搾油依頼に北上市に行つてまいります。</p> <p>12月28日、遠野市農業委員会仕事納めの式。</p>

	<p>1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式。 1月5日、令和3年遠野市民新年交賀会。 1月12日、農地法等申請締切日。 1月18日、農地転用等現地確認調査。 1月20日、令和2年度遠野市農業再生協議会臨時総会。 1月21日、令和2年度第10回運営委員会。 1月25日、第144回遠野市農業委員会総会。 2月15日、令和2年度経営戦略セミナー。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分^の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は3件です。 番号1番、子が相続いたしましたして、農地につきましては母が管理し、一部を担い手に貸している状況です。 番号2番、子が相続し、子の父親が農地を管理し耕作している状態です。 番号3番、子が相続し、自己耕作をすることになっておりました。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号。2ページから6ページまでになります。農地法第18条第6項の規定による通知についてです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。 番号1番、貸人の申し出によりまして、売買をするため解約するものです。 番号2番、貸人の申し出によりまして、売買をするため解約するものです。 番号3番から番号16番まで、借人が同一の方でありまして、農業者年金の経営移譲年金を受給するために解約するものです。その農地につきましては農地中間管理機構を通して違う担い手に貸すことになっておりました。違う担い手と申しましたけれども、その借りている方の子供が認定農業者になりまして中間管理機構をとおして農地を借りる予定になっております。それで、関連議案として議案第52号でこの後、審議させていただきます。 番号17番から番号24番まで、借人の死亡によりまして解約するものであります。農地につきましては現在担い手の方と交渉中ということでありまして、今後、その方が貸借の形になっていくということでありまして。 報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>7ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出についてです。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したもので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、畦畔除去をして作業効率を高めるというものです。</p> <p>番号2番、同じく、畦畔除去をして段差を解消するものであります。</p> <p>それぞれ施工時期につきましてはすでに終わっているもので、今回は事後の届出になります。施工業者等の内容につきましては記載のとおりです。報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p>
3番 委員	<p>3番、多田ですけれども、除去した後ですけれども牧草地になるということですか。</p>
事務局 長	<p>1番はデントコーン、2番は牧草です。</p>
議 長	<p>3番、多田委員、よろしいですか。</p>
3番 委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に5番、佐々木誠一委員、6番、佐々木恵美子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係 長	<p>8ページです。第143回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計32件、538,087.47㎡。</p> <p>利用集積、今月計50件、234,707.16㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、162㎡。</p> <p>法第5条、今月計2件、3,662㎡。</p> <p>適用外、今月計3件、2,847㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計24件、150,496㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に日程第2、議案第49号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許</p>

	<p>可申請に対する可否決定について」上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p> <p>農地係長 10 ページから 14 ページになります。議案第 49 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番から 5 番、7 番から 18 番、20 番から 24 番までの 22 件については、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借の再設定です。</p> <p>番号 6 番、両人はこれまでも使用貸借契約をしておりましたが、期間満了に伴い再設定を行うものです。</p> <p>番号 19 番、親から子への経営移譲に伴う使用貸借であります。</p> <p>番号 25 番、経営の一部を息子に移譲するための親子間の使用貸借の設定です。</p> <p>番号 26 番、両人はこれまで基盤法で貸借をしておりましたが、期間満了により農地法第 3 条で貸し借りをするものであります。</p> <p>番号 27 番、借受人は今年新規就農した方であり、規模拡大のため貸借で借り受けするものです。</p> <p>以上 27 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>●●●、山本でございます。12 月 15 日、6 番の案件を農業委員 1 名、推進委員 1 名、事務局 2 名の 4 名にて現地確認いたしました。適正に管理されており今後も問題ないと確認いたしました。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>鱒沢地区担当推進委員、お願いします。</p>
<p>推進委員</p>	<p>26 番、27 番、地域で中心になって経営を一手に引き受けている方、それから新しく地域で経営をやりたいという方です。先ほど事務局からお話しがあったとおり、15 日、委員 3 人、事務局 2 名で現地確認をしました。特に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。20 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
<p>議長</p>	<p>会議を再開いたします。20 番を除く 26 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。</p>

		(休憩)
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第 49 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 49 号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第 3】 次に日程第 3、議案第 50 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>15 ページです。議案第 50 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第 1 条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、申請地は譲受人の自宅に隣接しこれまでも譲受人が耕作していましたが、今回、譲渡人が農地を売り払いたいことから土地を確認したところ、譲渡人のものであることが判明し、譲り渡すものであります。</p> <p>番号 2 番、譲渡人は夫が死亡し耕作できなくなったことから譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号 3 番、譲渡人は県外に居住し耕作できないことから、隣接地を耕作している譲受人に譲り渡すものです。</p> <p>番号 4 番、譲受人は、自宅に隣接し耕作の便が良いことから譲渡人に要請し、譲り受けるものです。</p> <p>番号 5 番、譲渡人は、後継者である孫に生前贈与するものであります。</p> <p>以上 5 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区の菊池です。15 日に農業委員 2 名、推進委員 2 名、事務局 2 名の計 6 名で確認いたしました。農地も管理されており、事務局の説明のとおりで何ら問題ないことを確認いたしました。ご審議のほどよろしく願いします。</p>
議	長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>12 月 15 日、2 番と 3 番の農地を確認いたしました。当農地は普段から適切に管理されておりましたし、2 番の農地については、突然でしたけれども、譲受人が重機も所有しており積極的に暗渠を掘るなど改善対策をしており、適切な使用ができると思われました。どちらも問題なく使用すると思えます。以上でございます。</p>
議	長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>15 日、事務局 2 名、農業委員 3 名、推進委員 2 名で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり道路、自宅から近い場所にあり耕作しやすい場所であると確認しまし</p>

		たし、雪の中でしたが、きれいに耕作されている農地でありましたので何も問題ないかと思えます。よろしくお願ひします。
議	長	はい、ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 50 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 4】 次に日程第 4、議案第 51 号、「遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	長	16 ページです。議案第 51 号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 10 条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。 あっせんの申出内容については記載のとおりであります。本件のあっせん委員として菊池靖委員、白金英子委員を指名するものです。 説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 51 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	【日程第 5】 続きまして日程第 5、議案第 52 号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
事務局次長	長	17 ページから 28 ページになります。議案第 52 号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき遠野市長より提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は 50 件で、利用権設定の新規が 27 件、更新が 23 件となっています。なお、新規のうち中間管理事業によるものが全部で 19 件ありますが、20 ページから 26 ページにわたる 18 件は親から子への経営移譲に伴って新たに中間管理事業で統一し契約したものです。 番号 1 番から 3 番まで、更新です。 番号 4 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。 番号 5 番、更新です。 番号 6 番から 11 番まで、更新です。 番号 12 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。

		<p>番号 13 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 14 番、更新です。</p> <p>番号 15 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 16 番から 19 番まで、更新です。</p> <p>番号 20 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 21 番、更新です。</p> <p>番号 22 番から 26 番まで、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 27 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 28 番から 31 番まで、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 32 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 33 番から 36 番まで、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 37 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 38 番、更新です。</p> <p>番号 39 番、新規で、契約期間 10 年の使用貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 40 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 41 番、新規で、契約期間 10 年の賃貸借権設定、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号 42 番、更新です。</p> <p>番号 43 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 44 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 45 番から 48 番まで、更新です。</p> <p>番号 49 番、新規で、契約期間 5 年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号 50 番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である、集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 52 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 6】</p> <p>次に日程第 6、議案第 53 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>29 ページです。議案第 53 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する</p>

	<p>意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は薪置場を設置するため転用しようとするものです。申請地は休耕中の畑で第1種農地、第3種農地に区分されない第2種農地であります。申請地は自己所有地であり実家の住居と隣接していることから、他に替え得る土地はなく、第2種農地の不許可の例外である代替性に該当し許可できるものと判断いたしました。</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>ただいま事務局から説明ありましたように、畑と言っても面積が小さく傾斜地ということで、畑としては耕作不可能という状況の中で薪置場等に利用しているところでございます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>続いて日程第7、議案第54号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、宅地分譲地の造成を目的とする転用です。申請人は市内で不動産業を営んでおり、申請地周辺における土地購入の需要が増加していることから、申請地を購入し宅地分譲地を造成しようとするものです。申請地は休耕中の田で、国道や商業施設に近い住宅地の中にあり、宅地の需要があることから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可できるものです。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資予定証明書で確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、病院の新築工事に伴う作業員駐車場を目的とした賃貸借による一時転用申請です。転用期間は3カ月間となります。申請地は病院建設地の隣接地でありまして、工事の施工上利便が良いことから適地として選定したものです。申請地は農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと判断しました。事業終了後は速やかに原状回復する計画であることを確認しております。事業費につきましては全額自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p> <p>以上2件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の萩野です。12月15日、1時半より、農業委員、推進委員、事務局、計6人で確認に行っていました。場所は、■■■■■さんの店から■■■■■の方に向かって約100m行った住宅地の一角にある農地です。周りへの影響等ないものと判断してまいりました。よろしくお願いします。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の菊池日出夫です。15日、事務局2名、農業委員2名、推進委員3名で現地確認いたしました。現地は現在、■■■■■を新築中でありましてそのすぐ向かいにあたる場所で、8,500㎡の内の1,500㎡を作業員の駐車場として借りたいということであります。3カ月間ですから、先ほど事務局からも説明があったとおり、終わりましたら原状回復するということが問題ないものと思います。ご審議のほどお願いします。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号2番について質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。番号1番について質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり「可」とすることに異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。 (休憩)
議 長	会議を再開いたします。

議 長	<p>【日程第8】 続いて日程第8、議案第55号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長	<p>31 ページです。議案第55号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は平成4年に堆肥舎、平成6年に堆肥置場を建設し現在に至ってしまったものです。今回、新たに牛舎を新築するため土地を確認したところ、農地であったことが判明したものです。申請人は平成2年に牛舎を建築する際に農地転用許可を受けており、その隣接地であるため同一の敷地と認識していたことから、農地法の手続きをしなかったものと思われるものです。</p> <p>番号2番と3番の申請人は同一人であります。申請人は昭和63年に住居を新築した際に、住居の隣接地に小屋と庭を整備し現在に至ってしまったものです。今回、自己所有地の地目を確認した際、農地であることが判明したものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上3件につきまして、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>15日、午前中、農業委員2名、推進委員2名、事務局2名の計6名で現地を確認いたしました。場所は●●●の●●地区で、ただいまの事務局の説明どおり何ら問題ないことを確認いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員	<p>2番と3番について。申請人は先ほど薪置場についてご審議いただいた方です。事務局から説明がありましたとおり、手続きが必要なこと認識していなかったと。小屋の建築に際しまして、畑の一部にかかって建築してしまったという内容でございます。よろしくご審議お願いたします。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】 続いて日程第9、議案第56号、「非農地判断に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局 長	<p>32 ページから48 ページまでです。議案第56号、非農地判断に対する可否決定についてです。令和2年度農地パトロール（利用状況調査）において非農地（B分類）と判定した土地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地（非農地）であると判断することについて可否の決定を求めるものです。件数は180筆になります。</p>

		<p>合計面積は 293,490 m²、約 29.3 h a になります。原野と山林が利用状況としてあるわけですが、原野につきましては 103 筆の 179,482 m²、山林につきましては 77 筆の 114,008 m² になります。明細につきましては、この後行われます農地利用最適化推進検討会の資料の中に農地パトロールをまとめた一覧表がありますので、そちらの方をご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。これより質疑に入ります。番号 61 番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。番号 61 番を除く 179 件について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第 56 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>10 分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>【協議事項】</p>
議	長	<p>次に協議第 1 号、『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について」を協議いたします。事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
事務局次長		<p>協議第 1 号、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」についてです。資料をご願います。本件は昨年度、岩手県農業会議から、総会の場で決議する等法令遵守の注</p>

	<p>意喚起をしていただくようにと通知があったものです。また、農業委員会の法規を徹底するために年に1度同様の取り組みを実施されるようにということでしたので、今年度も昨年と同様に申し合わせの決議を提案するものです。内容を読み上げて説明いたします。</p> <p>農業委員会の法令遵守申し合わせ決議(案)です。</p> <p>私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平、公正な運用はもちろんのこと、個人情報も徹底しなければならぬ。私たちの農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p>1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和2年12月23日、遠野市農業委員会。</p> <p>説明は以上です。ご協議よろしく願いいたします。</p>	
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号『農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議』について』は提案のとおりといたします。
		【その他】
議	長	その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	それでは、事務局。
農地係	長	先月、11月25日に、農業者年金加入推進研修会を行いました際に、多田靖志委員より、政策支援加入している方の国庫補助金について税の申告が必要かというご質問がありまして、その場でご回答できませんでしたので今日お答えしたいと思います。国庫補助金につきましては、1万円補助を受けているということになっているのですが、農業者年金の加入期間が20年経って初めて受給するときこの1万円分が特例付加年金という形で受給できるということになりますので、今現在受給しているわけではなく20年要件を満たしたときに初めてもらえる資格があるということになりますので、現在は税の申告等の必要はないです。ということでご回答させていただきます。よろしく願いいたします。
議	長	10番、多田靖志委員、了解ですか。
10番委員		はい。
議	長	他には、事務局から。
事務局		ありません。
		【閉会】
議	長	以上をもちまして、第143回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様で

した。

午後2時50分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____